

	質疑	回答
1	候補者自らが選挙運動用自動車を運転し、ハンズフリーマイク等で支持を呼び掛けながら選挙活動を行うことは、道路交通法上問題はないか。	候補者が一人で選挙運動用自動車に乗車し、自らが運転してハンズフリーマイク等で呼び掛けを行うことは、道路交通法には抵触しません。しかし、手でマイクを持しながら運転する行為は片手運転となり、危険を伴います。 また、候補者名を連呼する程度の呼び掛けであれば運転に支障はないかと思われますが、政策などについて演説する行為等は、運転に集中することの妨げとなることが心配されます。このような行為を行い交通事故を起こした場合、運転上の安全運転義務に違反することも懸念されますので、十分に注意していただくようお願いします。